

令和元年度 1 2 月 邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和元年 1 2 月 2 3 日（月）

1 3 時 3 0 分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 1 2 名

1 田中 正規	2 植田 眞二	3 細貝 輝男	4 高木 敏彦
5 日野 静則	6 宮本 武		8 玄羽 和幸
9 沖田 浩	10 古川 初登	11 椿 徹	12 三上 孝行
13 大石 幹夫			

出席推進委員 2 名

7 和田 保人	8 北村 豊弘
---------	---------

議事日程

第 1 会長挨拶

第 2 議案

①農地法関連

- ・ 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

②農業経営基盤強化促進法関連

- ・ 議案第 3 号 邑南町農用地利用集積計画について
- ・ 議案第 4 号 邑南町農用地利用集積計画について（中間管理権の取得）
- ・

③議案第 5 号 令和 2 年農作業標準賃金について

②農地法関連

- ・ 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による相続等の届出について

その他

- (1) 邑南町農業振興に関する意見書提出について
- (2) 事務連絡
- (3) その他

会議の概要

議長	これより第9回邑南町農業委員会総会を開催いたします。 (会長あいさつ) 議事録署名委員さんの指名ですが11番の椿委員さん、12番の三上委員さん にお願い致します。本日欠席は、末田委員さんが欠席となっております。 それでは議題に入ります。①農地法関係、議案第1号、農地法第3条の規定に よる許可申請について、事務局よりお願い致します。
事務局	失礼致します。すいません、まず最初なんですけど訂正といいますか差し替えの 方を2点ほどお願いをさせていただければという風に思っております。まず総会 の議事日程のところの部分で、第5号議案ということで令和2年農作業標準賃金 の方の欄を入れさせていただいたところがございます。それから議案第2号のと ころで、一部すいません、015-20のところの譲渡人のところの、すいません住所 とお名前の方が間違えておりましたのでそちらの方を訂正をお願い致します。と いうことで差し替えの方を用意をしておりますので、差し込みの方をお願いしま す。 それでは中の方に入らせていただきたいと思います。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、今月は4件です。 申請番号013-21、農地の所在は阿須那××、登記地目畑、面積379㎡、3条の 無償の所有権移転です。譲渡人は○○○○、譲受人は●●●●です。 続きまして申請番号013-22、農地の所在は山田××、登記地目田、面積1178 ㎡、3条有償の所有権移転です。譲渡人は△△△△、譲受人は▲▲▲▲です。 続きまして申請番号013-23、農地の所在は和田××、登記地目田、面積1001 ㎡、同じく和田××、登記地目畑、面積363㎡、同じく和田××、登記地目田、 面積1114㎡、同じく和田××、登記地目田、面積2564㎡、3条有償の所有権移 転です。譲渡人は□□□□、譲受人は■●●■です。 続きまして申請番号013-24、農地の所在は伏谷××、登記地目畑、面積11029 ㎡、同じく伏谷××、登記地目畑、面積4365㎡、同じく伏谷××、登記地目畑、 面積333㎡、同じく伏谷××、登記地目畑、面積5903㎡、3条の無償の所有権 移転です。譲渡人は▽▽▽▽、譲受人は▼▼▼▼です。 以上4件です。
議長 3番	はい、ありがとうございました。それでは013-21番からいきます。細貝委員 さん、お願い致します。 阿須那の、場所は今西というところがございます。地図を見ていただきますと 分かりますが、浜作線よりもちょっと高台に上がったところがございます。現在 ●●さんが畑を作っておられます。これもうお父さんの時代からずっとそこを借 りて作っておられるそうです。それで今回、お父さんが亡くなられて息子さんが 跡を継がれまして、そこを畑としてくれたということで、今回譲り受けいただい けないかと○○○○さんの方にお話をされまして。○○○○さんの方も無償で譲 つてあげるよということで、今回●●さんが無償で譲り受けられることございま す。地図でいいですと××が自宅でその隣が畑、今回の畑になっております。こ

議長	ここにまあハウスを建てて野菜を作っておられるような現況でございますので、引き続いてこれで畑を作るということでございましたのでよろしくお願い致します。 はい、ありがとうございます。意見質問等ありましたらお願い致します。 ございませんでしょうか。 (意見、質問なし) ないようですので採決に入ります。013-21 の申請番号に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。 (全員挙手) はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。
9 番	続きまして 22 番に参ります。沖田委員さん、お願い致します。 013-22 の議案について説明致します。これは出羽地区になります。地図でちょっと見ていただきますと、出羽の県道の方をずっと上がられて、広島の吉田方面に県道の方が曲がっていますが、そこから少し高原寄りに行ったところになります。※※の工場とか、##の、この地図にも出ていますが##の工場などがあるところになります。それで譲渡人、△△△△さん、それから譲受人が▲▲▲▲さん。この案件はちょっと私が 12 月 20 日まではちょっと所用で確認が出来ませんでしたので、21 日に推進委員の和田さんと一緒に現地確認、それから聞き取りが、△△さんも▲▲さんも 21 日 22 日とちょっと都合が悪くて、直接会って聞き取りが出来ませんでしたので、譲受人の▲▲さんに電話で聞き取りをさせていただきました。それで▲▲さんが言われますのに、今までもこの現地は自分がずっと耕作を請け負って、耕作をしてきたということでしたので。それで作業の方は、推進委員の◎◎◎◎さんがおられますがその方に全部を委託をして、ずっと田植えから刈り取りまでやってもらっているとのことでしたので◎◎さんに細かいことを聞きまして、現地確認と一緒にさせていただきました。周りも綺麗にされていますし、耕作も例年ずっと丁寧にやられていますので、この状態でやられるのではないかと思います。どうぞよろしくお願い致します。
議長 推 7 番	はい、ありがとうございます。和田委員さん、お願いします。 この田はですね、多分△△さんがここの田んぼをほ場整備をしてからは多分ずっと耕作放棄地でおと思います。ですから支障はないと思います。
議長	ありがとうございます。意見質問等ありましたらお願いします。 ちょっと事務局に聞いてみるんですが、全部の作業を◎◎さんがやられとるとなると、ちょっと不味いことになりやせんかいな。
事務局	そうですね。
議長	地主と小作みたいな形になるでしょう。
事務局	作業委託であれば多分問題はないと思うんですが。
議長	和田さん、草刈りもですかね。草刈り、畦畔の草刈り。この田んぼの草刈りは。
推 7 番	あれは▲▲さんがやってです。だけえ田植えと、今度稲刈りほどは作業しとるんです。ここの田んぼは、肥料も振るし。ここのもう 1 枚近くにあるんですが、▲▲さんの田んぼが。そこと合わせて 3 反くらいは今の作業だけを行ってます。

議長 推 7 番 議長 推 7 番 議長	はい、分かりました。 他に 5 反くらいは、あこの家で作られてます。あこは自分で作業して。全面委託じゃないということですね。 全面委託ではないです。 はい分かりました。そういうことで別段問題はないと。確認の意味で。 その他ございませんでしょうか。 (意見、質問なし) ないようですので採決に入ります。013-22 の案件に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。 (全員挙手) はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。 続きまして 23 番に入ります。椿委員さん、お願い致します。
11 番	それでは申請番号 013-23、□□□□さんから■■■■さんへの農地所有権移転の申請でございます。申請場所は、瑞穂地域高原地区の谷川集落にあります。出羽仁摩線から、邑南農道を入れて橋を渡ってすぐくらいの場所であります。地図を見てください。これは住宅と、農地がセットの譲渡案件です。□□さんは広島県の尾道に住んでおられます。前所有者の**さんご夫妻が亡くなられてまして、お子さんがおられないということ□□さんが相続されました。何回か耕作はされたんですが、住んでるところからではずいぶん大変なんで手放したいと相当前から思われていたようでございます。譲渡受け人の■■さんは石見の++住宅に現在住んでおられます。大工をされておられます。実家は布施にあり両親健在で農地もお持ちですが、布施ファームの分で管理されています。ですから必要に応じて◎◎◎◎さんが直接耕作作業に当たられることもあるそうでございます。取得後は稲が出来れば稲を作りたいと言われておりますが、長いこと非耕作農地となっておりましたのでどうかないうことで、まず大豆とか野菜、ハーブ、それから果樹などを思われて、考えられております。作業はご夫婦が中心でございます。が、さっきの実家のお父さんお母さん、それからお嫁さんの、奥さんの方のお父さんも勤めを辞めて今農業されてるみたいなので、それも応援に駆け付けられることはあるかもしれませんということです。農業機械、大きなものは持っておられません。が、布施ファームの応援が得られるとのことでございます。近年不作農地としてなっております集落において管理されておりましたが、地域との関係もチェックシートなんかに照らし合わせてむしろよくなるんじゃないかと思われます。北村さんと現地確認を致しました。よろしく申し上げます。
議長 推 8 番	はい、ありがとうございました。北村委員さん。 今月の 20 日にありました、椿さんと一緒に同行させていただきました。この田んぼは昔から私よく知っておりまして、家の周りがある田んぼで非常にいいところで、水田を作られたら相応しいとこだがなあと思っておりました。かなり長いこと作っておられませんでしたので原野化になっておりまして、田んぼに一挙に戻すのは大変だろうなということを椿さんと一緒に現地を見ながら確認させていただきました。非常に条件といたしますか、その周り、周囲が条件の非常にいい

議長	いところで、◎◎さんがひとつ、大変だろうが頑張っで欲しいなということを感じて、ひとつ、今日この申請に対して承認をいただけますように私の方からもお願いをしております。以上であります。 はい、ありがとうございます。意見質問等ありましたらお願いします。 これは家に住んでですか。
11 番議長	そうですね、農地と住宅をセットにした売買。 これいくつくらいの人ですか。
11 番議長	40 才まではいかれてないんじゃないかと思います。 仕事は何をされているんですか。
11 番 9 番	大工さん。 今まで布施ファームの方で手伝いをされて、農業関係はやられとると今さっき報告がありましたが、この面積、まあ4反、田ですと4反6畝くらい、かなりの面積になると思います。それで機械も現在持っておられない、布施ファームの方から借りられるということで、それからここまでの距離がかなりあると思います。それでまあ布施ファームさんもかなりの面積を持ってあそこもやられとるんで、機械の移動とか使う時期が同じ時になった場合の時はどういう風に対応されるのかということがありますが。
11 番	その件もちょっと気になりまして、◎◎さんの方に、布施ファームの◎◎◎◎さんのところにも一応確認を取ってみました。そのように思っておりますということでございます。応援しますということでございます。ちょっと面積大きいんで、気にはなりましたんで確認を、一応そういうことにさせております。
議長	はい、その他ございますでしょうか。 (意見、質問なし) ないようですので採決に入ります。013-23 番の件に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。 (全員挙手) はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。 続きまして 013-24 にまいります。椿委員さん、お願い致します。
11 番	申請番号 013-24、▽▽▽▽さんから▼▼▼▼さんへの農地譲渡の申請についてでございます。申請場所は瑞穂地域の高見から宇都井に抜ける途中の、田の原集落にあります。地図をもってやってください。説明が非常に難しいです。譲り渡し人の▽▽さんは、乳牛の飼育をされていたお父さんが亡くなられて、農地を相続されました。山口県に住んでおられます。譲渡受け人の▼▼さんは、家族で水稻や出荷野菜、ケール、それからえごま、麦などを作っておられます。加えて大規模に契約野菜も、広島菜を作られて、石見地域の※※さんですかね、出荷されております。よく見ます。栽培ほ場が借入地を設けて、その多くが田の原集落にあります。その中にはさっきの▽▽さんの農地もありまして、ゆくゆくは▽▽さんの農地をすべて譲り受けられるとのことでございます。前回、去年の 11 月 21 日の総会で5筆ほど申請されました。今回は4筆を申請されます。▼▼さんは機械とか農業の知識とか経験は豊かで、大きな機械を駆使して広い農場を作

議長	付、管理、収穫されております。家族中心ではございますが、必要に応じては地元の人を雇用されています。チェックシートに照らし合わせて、いいんじゃないかと思います。先日現地確認と、月山さんへの面談を致しました。以上でございます。 はい、ありがとうございました。意見質問等ありましたらお願いします。 はい、ございませんでしょうか。 (意見、質問なし) ないようですので採決に入ります。013-24 の件に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。 (全員挙手) はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。
事務局	続きまして議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局よりお願い致します。 失礼致します。議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可について、今月は 5 件です。 申請番号 015-18、農地の所在は三日市××、登記地目畑、面積 81 m²、同じく三日市××、登記地目畑、面積 9 m²、無償の所有権移転です。譲渡人は◇◇◇◇、譲受人は◆◆◆◆です。転用目的は駐車場で、申請事由は駐車場が手狭なため寺の隣地を譲り受け来客用の駐車場スペースとしたいです。所要面積は土地造成 90 m²、全体で 261 m²、進入路 24.5 m²、駐車場 5 台分 82.5 m²です。この土地は第 2 種農地です。農用地区域外です。法第 5 条第 2 項但し書きにより許可出来るものと判断しております。 続きまして申請番号 015-19、農地の所在は淀原××、登記地目田、面積 1016 m²、使用貸借権の設定です。貸渡人は〇〇〇〇、借受人は☆☆☆☆です。転用目的は資材置き場で、申請事由は会社の資材置き場が手狭なことから会社近くの保管場所として設けたいです。所要面積は土地造成 1016 m²、全体計画は 2792 m²、うち有効面積が 1720 m²、建設資材置き場 443 m²、工事用仮設資材 145 m²、進入路及び通路 1132 m²です。この土地は第 1 種農地です。農用地区域除外済です。則第 33 条第 4 号により許可出来るものと判断しております。 続きまして申請番号 015-20、農地の所在は淀原××、登記地目田、面積 1776 m²、使用貸借権の設定です。貸渡人は●●●●、借受人は☆☆☆☆です。転用目的は資材置き場、申請事由は会社の資材置き場が手狭なことから会社近くの保管場所として設けたいです。所要面積は土地造成 1776 m²、全体計画は 2792 m²、うち有効面積が 1720 m²、建設資材置き場 443 m²、工事用仮設資材 145 m²、進入路及び通路 1132 m²です。この土地は第 1 種農地です。農用地区域除外済です。則第 33 条第 4 号により許可出来るものと判断しております。 続きまして申請番号 015-21、農地の所在は高見××、登記地目田、面積 284 m²、有償の所有権移転です。譲渡人は△△△△、譲受人は▲▲▲▲です。転用目的は駐車場で、申請事由は町営バス石見高原駅の利用者の駐車場として整備したいです。所要面積は土地造成 284 m²、駐車場 8 台分です。この土地は第 2 種農地です。

議長 9 番	農用地区域外です。法第 5 条第 2 項但し書きにより許可出来るものと判断をしております。顛末書が添付されております。 続きまして 015-22、農地の所在は淀原××、登記地目田、面積 1358 m²、有償の所有権移転です。譲渡人は□□□□、譲受人は■■■■です。転用目的は農機具倉庫及び農作業場です。申請事由は現在使用している農業作業所が手狭になったため作業は場にも近く利便性の高い申請地に農機具倉庫及び農作業場を整備し事業の拡大を図るです。所要面積は土地造成 1358 m²、農作業場 498 m²、農機具置き場 90 m²、資材置き場 75 m²、職員駐車場 78 m²です。この土地は第 1 種農地です。農用地用途変更済です。法第 5 条第 2 項但し書きにより許可出来るものと判断しております。 以上 5 件です。 はい、ありがとうございます。それでは申請番号 015-18 からまいります。沖田委員さん、お願い致します。
議長 推 7 番 議長	015-18 の案件についてご説明致します。農地法 5 条の所有権移転ならびに転用の申請であります。◇◇◇◇さんから◆◆◆◆さんへの譲渡移転になります。場所は出羽地区の、地図で見えていただきますと、左側の地図で旧商店街、出羽の商店街が下にあります。それから上に 1 本、高原にずっと抜ける道がありますが、その道沿いにあります。それでこの現地確認は 12 月 21 日に和田推進委員さんと一緒にさせていただきました。それから聞き取りは◆◆さんがおられませんでしたので、この仲介役として☆☆☆☆の社長の★★★★さんがなっておられましたので、★★★★さんの方に連絡して現地に来ていただきまして、そこで聞き取りをさせていただきました。それでこの地図の、現地ですがその真ん中に白い囲んであるところがありますが、これが◇◇◇◇さんのご実家に当たります。それで家はもう、建物はある程度でもうとても住まれる状態ではなく、◇◇さんの方もこの土地を含めて◆◆さんの方へお願いされたそうです。その家も解かれて、それから土地造成をされて、それで駐車場を◆◆さんが作りたいということでこの度申請をされました。チェックシートの方を★★★★さんにも確認をいただきましたが、これで大丈夫だろうということで今回の申請になりました。どうぞよろしくお願いいたします。 はい、和田委員さん。 ありません。 それでは意見質問等ありましたらお願い致します。 ございませんでしょうか。 (意見、質問なし) ないようですので採決に入ります。申請番号 1015-18 の件に関しまして賛成する方の挙手を求めます。 (全員挙手) はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。 続きまして 015-19 番と 015-20 番、これ地続きでございますので説明の方を一括してお願いしたいと思います。沖田委員さん、お願いします。

9 番	はい、015-19、それから 015-20 の案件についてご説明します。使用賃借権の、2 件とも申請であります。場所は、地図を見ていただきますと出羽地区の淀原というところになります。左側の地図で上に 1 本、少し広い道路が通っておりますが、この左側に行きますと瑞穂中学校、それから右側に行きますと先程の出羽の商店街の方に行く道路になります。それから分かれて 1 本、20 の数字の方に行っておりますがこれが淀原のふれあい公園の方へ行く道であります。ちょうどその三叉路のところにあるのが、今回の申請になりましたところす。譲り渡し人の〇〇さん、それから●●●●さん、この方はもうかなり前からここは耕作をされておられません、何年か前までは草を刈って管理はされていたようですが耕作的なことはされておられません、ここ数年は草もかなり伸びておりますし、何とかしたいということで。この度☆☆☆☆さんの方が、資材置き場が不足しておるということでここにちょうど話がいきまして、ここなら引き受けようということで☆☆さんの方がそこを造成して、資材置き場にされるということです。これ地図で見ていただきますと少し段差がありまして、ここを☆☆さんの方で残土処理を始め、その残土を使って埋め上げて一枚にして資材置き場にしたいということでした。この案件も 12 月 21 日に和田推進委員さんと一緒に、それから☆☆☆☆の★★さんと 3 人で聞き取りを行っております。チェックシートで雨水とか土砂の流出も聞きましたが、側溝を入れたり水の排水はやっていくとのことでしたので大丈夫でないかと思ひます。どうぞよろしくお願いしす。
議長 推 7 番 議長	はい、ありがとうございます。和田委員さん。 大丈夫だと思います。 それでは意見質問等ありましたらお願い致します。
9 番 議長	沖田委員さん、これ小さいのが一番水路側の農地だったかいね。
9 番	小さい方いうのは、その三角に近い方ですか。
9 番	そう、この 2 枚あるうちの小さい方。
議長 推 7 番 9 番 議長	そうですね、淀原のふれあい公園から来てる道のところに溝といいますか路が 1 本ありまして、それから中学校に行く道の方にも、あそこも水路がありますんで、あそこは##と、少しこの地図で間が空いてますがあそこに道路があるんですが、その道路は残すという。
議長 推 7 番 9 番 議長	地番で××ですか、これは道路ですかいね。 法面でしょう、あれは。 あそこ結構高さがありますんで。
9 番 議長	左の図面で見ると一枚ほど草が生えとるような恰好の記号がありますんで。おかしいな思っしてみたんですが。これで 2 枚で終いいうことですね。
9 番 議長	後はないですね。 はい、分かりました。 その他ございますでしょうか。 (意見、質問なし)
	ないようですので採決に入ります。それでは 015-19 番からまいります。この件に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。

	(全員挙手) はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。 続きまして 015-20 の案件ですが、この件に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。 (全員挙手) はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。 続きまして 015-21 にまいります。椿委員さん、お願い致します。
11 番	すいません、申請番号 015-21、△△△△さんから農地転用、▲▲▲▲への所有権の移転の申請でございます。申請場所は、瑞穂地域高原地区の和田集落にあります、県道浜作線の高原交差点の近くです。地図を見てやってください。20 日に△△さんにお話を聞きに行きました。ご主人亡くなられているんですけども、ご主人が元気だった頃の話だったということでございます。現在駐車場の形になっております。20 年前は減反対策として集落の花壇があったそうでございます。それが今駐車場になっておりまして、何回か賃貸契約の更新を行ったそうでございます。この度町営バスの、石見高原の駅の新設に当たり、申請場所を今まで通り駐車場として整備、整備いうかそのまま譲渡を受けることで今回の申請となったそうでございます。20 年以上前から現在の状態であり、周囲への問題はないかと思ひます。よろしくお願ひします。
議長 10 番	はい、ありがとうございます。意見質問等ありましたらお願い致します。 これ農地のパトロールの時にもしょっちゅうこういう例があるんですが、20 年も前から継続的な転用がされとる訳でして、これは明らかに不法転用と法的にはなる訳ですが。それを実際にやったのが邑南町役場だということになるとですね。ちょっと周辺というか地域の農地の所有者に対して示しが付かんという感じがするんですよ。で、この 20 年も前から邑南町役場が転用を、不法転用を継続してきたということについては、何らかの形で経緯の説明を求める必要があると思うのですがいかがでしょうか。
議長 事務局	事務局、いかがでしょうか。 失礼します。ちょっとこの件に当たるかは分かりませんが、公共事業において取得した場合の農地からの地目変更については、すいませんちょっと定かではないのですが、平成の二十何年かまでのところで、までのところの取得であればというところが何かあったと思いますので、少しちょっと調べさせていただいてご回答させていただければという風に思っておりますが。よろしいでしょうか。
10 番	法務の件については今お話があったように思うんですが、それ以外にですね農地のパトロールをやると町道の法面にした農地があったりですね、それから河川の管理道とか、そういったところに農地が未だにある。これはまあ町道にしても県道もそうなんです、分筆されとるんで用地買収がされとると思うんですよ。用地買収が、分筆してありますんで。それを分筆してあるのに依然として田という格好で残っておる。いうことになればこれは用地買収した時点で、当然買収者の責任において地目変換までやっとなないけんという問題だと思うんですよ。私去年、一昨年ですか、一期目の 3 年目に来年からは農業委員が半分に減る

	かもしれんいう話があって、それは農地パトロールが極端に、日貫日和で一人という表現になると大変なことになると思って、その年は本当に一枚ずつ全部、全筆チェックしたらですね、日貫川の河川改修やった時に、河川幅を広げたり両側に管理道を付けるということで、膨大な数の農地を買収しとるんですよ。それを全部三角に分筆されて、農地のまんまで残っとるんですよ。これにしても県道の、農地のパトロールしたらこれここに田があるのに県道の法面になっとるじゃないかいうところもいっぱいあるんですよ。これをこのまま毎年農地のパトロールの時に挙げるんですけども、これ確かに水色ですか、転用されとるという表記にはなっておりますけども、そういう、農業委員会の事務局としてはそういう取り扱いをしとられるけえ農地のパトロールについては公共転用になる訳ですが。でも後にですね、その農地そのものが地目変更されないままにずっと残っとるわけですね。それも含めて、例えば邑南町全体の農地がいくらあるのか、カウントされるとですね、べら増しになるんですよ。そこら何とか近い将来、近いうちに実態に合わせるように、発注者の、現在が町なら発注者の責任においてね、早急に手立てを講じる必要があると思います。ほんとこの案件がいい例だったんで、ついでに言わせてもらいました。以上です。回答はいりません。
議長	はい、ありがとうございます。
52. 47	これ今、20 年前に役場が承認して使いよったという話じゃないんでしょう。役場がいうのはこの度でしょう。この一年の間に役場が貸してくれなり借用する、いうんであそこを使ういうんでしょう。20 年前から役場が借りて使いよったという説明じゃないんでしょう。
11 番	いや、そういう意味でしょう。20 年前から使いよる。 20 年前頃からね、わしも帰ってすぐくらいのことで、確か花壇があったような記憶があります。
11 番	花壇は集落の人が、一方的にそのあれで使ういうあれだったんでしょう。 ただその後、そこに駐車場が欲しいいうことで町と契約されてやったんじゃないかと。まあご主人がもう亡くなっとられるんで詳しいところは分かりませんけども、それでも何回かは契約更新はされたみたい。自分も顛末書が付けてありますということなんで見てみたんですが、顛末書いうよりは理由書みたいで、こうこうこういう形で今回の申請になりましたいう。ということが書いてありますんで、元々農地から一時転用、町が5条の元で申請をして、あるいは話し合いをして、今度の譲渡に当たっては顛末書から、元に戻さないけんのにそれをせずにそのまま譲渡受けますんで、そういうことの顛末書かなと思って、いろいろ考えたんですが。
議長	以前ですね、公共事業に関しては農業委員会の許可はいりませんということ、かなり公共事業優先の事業が、これにおそらくその時に乗かってやったんじゃないかいう気がしとるんですが。ただ今はそれはなくなったんですが。まあそこら辺はちょっと調べてもらって。
事務局	失礼します。ちょっと補足です。ここの案件につきましては平成 16 年から一応借りますという契約書が添付をしていただいています。その段階で分筆なんで

議長	すが、実際にはしておられませんでした。丈量で測ったものの面積部分のみを借りるということで、今回取得に当たりまして分筆をされて、この 12 月に入った段階で分筆登記が行われたという風な状態でございます。ですのでまあそのままお借りをして、平成 16 年から駐車場として町の方が借りておったという風に聞いております。 まああの、16 年以降いうてもかなり経っていますので、課長なり聞いて説明して、一応みなさんに理由説明していただいて了解を取るように、次回からですね。まあそれは後でもいいと思います。今日でなくても。
事務局 議長	はい、分かりました。 それと管理道の中に農地があったり、川の中に田んぼ畑が残っとるというのは、これおそらく建設省絡みなんで建設課の担当だと思うんですよ。まああちこちあります。ものすごい筆数あるんです。で全然進んではないと思うんです。それ全部やるということになりゃあ大変なことだと思います。やりっぱなしにして登記は出来んけえ、そのままになっとるという状況だと思います。じゃないかと思います。登記出来る前まではいっとるんだと思うんですが、登記が出来ないということだろうと思います。何か聞いておられますか。
事務局	そうですね、登記が出来る前の状態まで、まあ丈量図的なところ、それから売買契約のところまでのところではやって、売買を行って、名義だけは変わってる状態。ただ地目の変更を行っていないだけのものになっておるんじゃないかと思います。河川にもよりますが国交省、それから町、県、さまざまところでの名義が出てくるのかなという風に思っております。
議長 8 番	はい、それではその他。 この案件、顛末書がついとるんですけどね、ここ書いてますけども。これは何に対する顛末書ですか。
議長	あのね、ちょっと皆の前で読み上げて、顛末書を。あれが早いと思う。めいめいで読むとは、ちょっと読み上げて。
事務局	一応顛末書といいますか、流れということで理由書ということで書いてあります。で理由ということで、申請地は旧瑞穂町が平成、すいません 16 年じゃないです、6 年から、6 年 12 月から高原地区高見集落の公営駐車場等にするため賃貸借契約を締結し、舗装等の整備を行い駐車場として使用していたものです。この度石見高原駅移転整備に伴い、候補地の隣接となる利用者の駐車場が必要となったことから、当該申請地を譲り受け、石見高原駅利用者駐車場として利用したいと考えます。なお当該申請地については既に舗装等の整備を行っておりますので、現状のまま使用致します。ということです。ご審議の程よろしく願います。ということです。
8 番	この顛末書は誰が求めたんですか。顛末書が必要だということで、顛末書取っとる訳でしょう。そうなってくると、顛末書を出せと言ったのは誰なのか。それで今の聞いとったら普通の説明になっとるんで、顛末書じゃないよね、中身は。
事務局 8 番	顛末、まあ流れということで。 顛末書いう意味から言うと、普通この流れとはちょっと違う訳だよね、顛末は。

11 番	顛末書というのは普通、わしらも一から、最初から最後までの状態を述べたものであって始末書とは意味が違うんでない。顛末書という意味は。
議長	まあどういう経過でこういう事態になっとるかいうのを本当は言って欲しいんだけど、今日聞いた段階では何でこうなって今こうなっとるというのがはっきりしてないような気がします。
8 番	顛末書を求めたんは、誰が求めたんです。
事務局	現状として田ではないというところで、現状どうしてこうなったんですかというところを出してもらってます。
8 番	だから、顛末書が必要だったら言うんですか。こういう理由だから出せいうこと。じゃなかったら普通いらん訳ですよ。経緯説明だけで済む訳ですから。
事務局	現状地目が田であるものが田んぼではない状態であったと。いったところで求めたということです。
議長	無断転用の場合は顛末書が付いてきます。内緒でやったかどうかは知らんですけども、まあ公共事業なんでその当時の農業委員会の許可がいらなかったということもあるでしょうし、よく分かりませんそれは。ただやってしまったことについては顛末書。
8 番	今回初めてですよ。今回初めてよね、こういう町が絡んどる、県が絡んどるいうもので、おかしげなやつも顛末書が今までのやつは添付されてなかったんだけど、今回初めて町がやっとなので顛末書が出てきとるのはね。
議長	そこはちょっと私も。
8 番	いや、あがあなんですわ。前の、県やらなんかがやっとなものすごいおかしげなやつがあった分も、顛末書だけはそこに付いてない。それで今回は顛末書が付いたとったんでよっぽどのことだろうなと思って聞いてみたんですが。そうでもないのか。
議長	無断転用の場合は一般の方も顛末書を付けて出しますよね。それと同じことだろうと思うんですが。別に町が無断転用したけえ許しちゃういうことは、と思いますよ。じゃあないですか。
事務局	そういうことでございます。
議長	その他ございますでしょうか。
事務局	顛末書もね、何でそこで誰がどういう風な判断をして現在に到っとるかいうのをね、ちょっと調べてもらって次回でも報告してください。
事務局	分かりました。かなり物が古いもので、すいませんどこまで追えるかというのはちょっと自信はないんですが。出来る限り、まあ平成6年ですのもう既に25年経っておりますので、ちょっと探してみようかとは思います。
議長	瑞穂町時代の最後くらいですから。
事務局	すいません、平成6年でしたので。もう25年、まだ前です。すいません十というのは僕が間違っておりましたので。
12 番	私らが覚えとるのは、羽須美からこっち来るJRのバスがなくなって、あの時はまだあこは駐車場じゃなかったんですよ。花壇になってたんですよ。舗装もし

議長 事務局 ??	てなくて、砂利で。それがいつの間にか、ＪＲのあれがなくなったってことで舗装しちゃって、みんながあこへ車停め出しちゃった。じゃけん時にはまだ、役場とかなんかは全然関係ない、高原地区の人たちが作とっちゃった。だけえあの当時から町が関係しとることはまずないと思う。あこは花壇にしとっちゃったですからね。綺麗な花が植えてあったです、僕が覚えとるのは。 まあちょっと聞いて。 ちょっと聞いてみます。 瑞穂町時代の農業委員さんに聞きんさればいいわ。
議長	あの最後、何年前になるんかいね。25年くらいですか。私がまあ22年だから、私よりまだ前ですね。
10 番	だけえ、そうなるけえ早いうちに分かっとうちに、今分かっとう分だけでも何とか手付けんと何にも出来んようになるんですよ。いろんなところへ、公共用地の中に農地が入ってますから。
事務局	はい、出来る範囲といえますか、どこまで追えるか分かりませんがちょっと調べてみようと思います。
議長	ということで、まあ一応意見としてはそういうことにしたいと思います。で、採決ほどはやっておきたいと思います。それがあなしは関係なしに、出たものについては採決をしたいいう風に思います。 それでは21番の件に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。 (全員挙手) はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。 続きまして沖田委員さん、22番の説明をお願い致します。
9 番	015-22の案件についてご説明を致します。5条の所有権移転ならびに転用の申請であります。□□□□さんから■■■■へ所有権移転です。場所は地図で見いただきますと、淀原とありますが、淀原は先程の瑞穂中学校の方の淀原とは違いまして、この左側の地図の左上に少し出ていますが、あれが田所の**から出羽の方に走る県道6号になります。それでこの地図の、ちょっと出ていませんが右へ少し行ったところへ健康センターの元気館が建っております。そういった場所になります。で、ここは12月21日に和田推進委員さんと、それから■■■■の代表者である◎◎さん、◎◎◎◎さんと3人で現地確認、及び聞き取りをさせていただきました。この案件は今年の9月に農振除外の時に説明をさせていただきましたが、■■■■の、かなり広い面積で水稲ならびにその他のことをやっておられますが。かなり機械も持っておられまして、現在は、この◎◎◎◎さんは土木の方の****さん、今は息子さんが社長さんですが元そちらの方を経営されとりまして、そこの建物を使って今機械、トラクターなどを置いておられますが、その場所を確保するためにこの度□□さんから農地を譲り受けられましてそこに倉庫、乾燥庫、それからもろもろやりたいということで申請を出されました。チェックシートに基づいて話をさせていただきましたが、****でいろいろな機械も持っておられますので雨水の処理方法ならびに土砂の流出などは自分のところで管理をするということで大丈夫かと思います。どうかよろしくお

議長 推 7 番 議長	願ひ致します。 はい、ありがとうございます。和田委員さん。 ありません。 意見質問等ありましたらお願いします。 ございませんでしょうか。 (意見、質問なし) ないようですので採決に入ります。015-22 に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。 (全員挙手)
9 番	はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。 続きまして議案第 3 号、邑南町農地利用集積計画について。これは読み上げはしませんので皆さん各自ご覧になって、意見質問等ありましたら願ひ致します。 1 番の 21 で、受けられる ## さんは、貸付をされておられるのに借りられるということになってますが。
11 番	先程の▼▼さん、あこの辺にいっぱい借りられとるんですけども、その中の一部にさっきの※※さんがあったということくらいで、他もいっぱい借りられとるんです、面積上。それかもしれんですね。
議長	質問が出ましてね、1 番、受け手の####さん、貸付けがあるんですがこれは何でしょうかと。貸付けといて新たに借り受けるというのは、まあ違法じゃないですがね。法人か会社か、何かに貸しとりんさるか。
事務局 議長	ちょっと調べてきます。 どうしましょう。休みましょうか。3 時からやりましょうか。休憩しましょう。 ～休憩～
議長 事務局	始めましょうか。分かりましたかいね。 はい、++++さんの方に貸出があります。ただこれがですね、畑の部分になります。伏谷ですので昔煙草をやられとったということで、その部分を++さんの方に貸しておられる。で、取得については田んぼの部分ということで、水稻はやられるということの申請だと思われます。
議長 事務局	問題はないと。農地を所有するのは。 なかなか畑の維持管理というのが難しいだろうと思います。## さん自体もお勤めをされとられる方なので、水稻の部分の管理だろうと思いますので。ちょっと確認をさしていただいて。
議長 事務局 議長	まあそれは今月無理なら、来月にでも。 ちょっと確認を取らせていただいて。 ということで 21 番については来月に持ち越ししましょう。保留という形で。 その他ございますでしょうか。

10 番 議長 機構 相談員	(意見、質問なし) その他いいでしょうか。 それでは議案第3号、邑南町農用地利用集積計画について、賛成する方の挙手を求めます。 (全員挙手) はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。ただ1件は保留ということにさせていただきます。 続きまして議案第4号、邑南町農用地利用集積計画について（中間管理権の取得）。これも読み上げはしませんので皆さんご覧になって、意見質問等ありましたらお願い致します。 はい、ございませんでしょうか。 これ21日に私が所属しとるファームでちょっと早めの集金常会があるんでお願いに当たるんですが、その時にも話が出たんですがね。中間管理機構っていう話をたまに聞くんだけど、そもこれは一体どんな仕事をしとるかという話があったんで、建前何なのかって話になるんですよ。ただその、ほ場整備がしてない農地は対象外。それと誰かに作って欲しい、作り手を探してくださいというて中間管理機構に行っても駄目だよという話で、それでもう受け手が決まっとる、受け手を自分で、貸し出したい人がそれを作ってくれる人を見つけといてそれから中間管理機構行くだけえいう話をしたら、中間管理機構のうてもあっても同じじゃないかっていう話になったんですが。そこらをね、どういいう風に説明すればいいか、という辺りがねちょっと、中間管理機構さんが見えてますんで説明いただきたい。 それじゃあ服部さん。 中間管理機構というのは、農地を借りてまた担い手に貸すいう仕事をしておりますけども。なかなかこの中山間地ではなかなか馴染まないということで、元々あったんですけど、今出雲部なんかだったらもう先に農地を出して、中間管理機構が扱って、それで担い手を探してマッチングさせるというようなやり方が本来の中間管理機構のあれなんですけども。なかなか田舎の方で農地を出す、それをまた借り手が見つからないようなところはなかなか中間管理機構も受けられないということで、かなりのご批判があります。まあそれで、ただ中間管理機構というのはただ借りてやるのが一番のメインの仕事なんですけども、それをまた集団化させたりするようなことを今、松江の大きなところでは集団化させて生産性をアップさせたり、また能率的なことをさせるような形で、今出雲部やら大きなところは動いてます。まあここらの方も今そういう形で田所とか、今のあこの沖田、沖田言うんですけどもその辺も一応今◎◎さんがやとられるんですけども、そういうところも一応効率的に集団化させるような形でやってます。ただ悪いんですが、山際の方はいくらやっても担い手がおられません。まあそういうのはちょっと、中間管理機構とすればちょっと借りられないということになつとります。まあそういうご批判があるのは分かってます。ただ中間管理事業というのは今、国の目玉の施策でやとります。ただ借りてやるだけじゃなくて、今基盤整備ですよ、
--------------------------------------	--

議長	こういうのも農地中間管理機構をやれば、基盤整備事業も出来るような形のよう な事業も国がどんどん進めております。そういったこともありますので、確かに 出します、ちょっとそれは借りられませんいうところでご批判があるのは分か りますけども、今この事業というのは大変今見直されておりますし、またもし何 かありましたらこういう農業委員会の席で、松江の方から来て説明会でも講習会 でもさしていただいて良さを分かっていただければ、ちょっと私の説明では分か らないところも多いと思いますけども、そういう研修会等々もやらしていただ ければ大変ありがたいと思うので、もし会長さんありましたら担当者呼んで来 ますので、そういう研修会をやらしていただければと思っております。 まあ当初から出し手、受け手がイコールでないと預かりませんという話 はありました。それを聞いてあがあ言わんこ全部出しゃあいいじゃないかとい う話もありました。ただ塩漬けになってまた戻ってきますので、それもまた考 えもんで。なかなか、あんまり上手く機能してないという風な思いはしと ります。まあまた出来ましたらこういった****ですとか、そういった大口 さんね、もう2社くらい立ち上がると、ずいぶんと集約できるかないう思 いはしております。まあちょっと私も話聞くとそれは、今 20 ヘクくら いだと思うんですが、従業員もかなり雇ってですね、水を見る人は大概一 日見て歩くような勢いですので、大変だろうとは思いますが。青い青いの 刈りんさったよね、まあ従業員遊ばせられん、あるいは先延ばしすると大 変なんでものすごい青いの刈りよりんさるな思ったこともあります。大 概路上倉庫みたいな格好でコンバインなんかも置いとるいうのも聞いて おります。田植機もそう。路上倉庫へ置きよるんかないう、まあ早いこ とやりよります。大変だなあいう気はしておりますが、ただそういう受け 手がないわね。一番ええんじゃないかいう気はしております。
機構 相談員 事務局	それと一点、今集落営農なんか立ち上げたりすれば、地域集積協力金 いうて地域にお金が出ます。今、今年から面積も、人農地プランの実質 化されとる地域に限るんですけども、今までは20%以上でなければ出来 なかったんですが、それが地域の中で4%ほど中間管理機構に集積すれば 反当で1万6千円かな、1万円、1万円か1万5千円というのが地域に下 りてくるような地域集積協力金というのでも出来ましたし。まあ今年から 受け手に対して、中間管理機構を通せば受け手に対してのお金も、個人 の担い手だったら反当2万円、それから集落営農、組織が4キロ以上離 れとる、担い手、集落営農も合わせたところで4キロ以上離れてれば1 万5千円というように、受け手に対しての協力金も出るように。まあこれ 県単事業になりますけども、そういう形でお金も動くようになつとります ので。まあ悪いところばっかじゃないのでよろしくお願いしたいと思 います。
議長	はい、その他ございますでしょうか。 (意見、質問なし) それではないようですので議案第4号、邑南町農用地利用集積計画 について、賛成する方の挙手を求めます。 (全員挙手) はい、全員賛成です。よって承認されたと認めます。

事務局	続きまして議案第5号、令和2年農作業標準賃金について、事務局よりお願い致します。 はい、失礼致します。令和2年邑南町標準賃金案ということで、別紙の方1枚用意をさしていただいております。大きく変わったところは特にありませんが、書きぶりとかですね、といったところの修正をしております。一般作業賃金のところが若干上げております。すいませんちょっと、6900円の横の専門臨時A8900円、これ6900円の間違いです、すいません。なんかちっちゃい字で、すいません。町の草刈り賃金という、6800円というものの自体の項目がなくなりました。ですのでもっと、これの中でいうと近い数字のものがどれに当たるかということで、町の事務員さんの部分なんです、専門臨時Aというもののところで6900円という、一番近い数字のものがありましたのでこちらの方を一応算定額の参考ということで入れさしていただいております。それに伴いまして、下の田植え手植えの畔植え、植え直しのところ、1時間のところを890円、専門Aの890円という時間単価がありますのでそちらの方を当てさせていただいております。それから若干耕起のところ、前はここに荒起こしという形でこの表は書いておったんですが、なかなかその、荒起こしで後の起こしはどがあするんだという問い合わせ等々ありましたので、もう思い切ってトラクターで、普通のロータリーで起こすのとディスクハロー、天地返し等行う部分のものについてはこういう耕起ですよという書き方に統一をさせていただきました。それから農薬の肥料散布のところですが、若干分かりにくいということで動力噴霧器ということと背負い式の動力散布器という風な分け方、まあ書き方ですが、を若干して分かりやすい表記にさせていただいております。で、ここの中で、去年と項目自体は変えておりません。まだ足した方がいいもの、もしくはこれはいらんんじゃないかというものの等ありましたら、ご協議いただければという風に思っております。よろしくお願い致します。
議長	皆様いかがでしょうか。
事務局	これはいつ広報に出すんですか。
事務局	このままいけば2月。
事務局	2月ということはまだ、変更出来る。
10 番	変更出来ます。多分大体2月くらいに入れとると思うんで。
事務局	これ今日ここで農業委員会が承認すれば、近いうちに広報に載る。
事務局	広報に載せようと思ってます。で、もし本当に何も無い状態だったら、今から間に合えば1月に間に合うかもしれんですし、ちょっとそこは相談をかけてません。少なくとも2月には間に合うと思いますので、それくらいでいいかなと。
議長	皆さんどうでしょうか。これでよければ広報に載せていくということになります。
議長	が。あくまでもこれは参考でございますので、相対で出来ればと言うていただきたい。こういうものもありますよとお示しを、生産者の方にはしていただきたいという風に思います。
議長	どうでしょうか、ないようでしたら採決に入りますが。
議長	(意見、質問なし)

	よろしいでしょうか。それでは議案第 5 号、令和 2 年農作業標準賃金について、賛成する方の挙手を求めます。 (全員挙手) はい、全員賛成です。よって農作業標準賃金についてはこれを承認と共にお示しするということにしたいと思います。 それでは農地法関連④報告第 1 号、農地法第 3 条 3 の規定による相続等の届出について。これは皆さんでご覧になって、意見質問等ありましたらお願いします。 (意見、質問なし) はい、それではよろしゅうございますか。報告事項ですのでこれにて。 それでは 4 番その他に入ります。 (その他) (1) 邑南町農業振興に関する意見書提出について (2) 事務連絡 (3) その他 次回の総会は、1 月 2 1 日 (火) 13 : 30 からでお願いします。
--	---

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印